

公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター理事親睦会規程

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター理事懇談会という。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センターに置く。

(目的)

第3条 この会は、親睦、交流を図りシルバー人材センターの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 理事及び家族の慶弔

(本人死亡の場合 2万円、病気等入院 1万円及び妻の死亡 1万円) 入院は1回に限る。)

(2) 理事の親睦、交流会

(3) 歓送迎会

(4) その他必要な事業 (理事会に諮り、決定した事業)

第2章 組織

(理事の範囲)

第5条 この会は、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センターの理事をもって組織する。

第3章 会計

第6条 この会の会費は、毎月 2千円を徴収する。

(1) 第4条第3号に事務局員が参加する場合は、会費の2分の1を徴収する。

(2) 特に必要のある時は、臨時会費を徴収することができる。

(3) この会の決算は、期末に行う。

(4) この会の担当は、総務部会とする。

附 則

この規程は、昭和 62 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。